

◎新潟県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市秋葉区金津93番地1
財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成25年3月27日